

交番相談員の募集



■ 募集内容

職種	勤務場所	採用予定人数
会計年度任用職員 (交番相談員)	北海道内の各交番	40名程度
業務内容		
(1) 警察安全相談及び要望・意見の聴取並びに住民に対する助言 (2) 犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡及び広報活動 (3) 遺失届及び拾得物の受理等 (4) 事件又は事故の発生時における警察官等への連絡 (5) 自転車盗及びオートバイ盗の被害届の代書及び預かり並びにこれに付随する事務 (6) 自転車防犯登録情報の訂正登録・削除登録 (7) 物件事故報告書の作成(令和8年4月1日から実施予定)及び作成補助 (8) 地理案内 (9) 運転免許証記載事項変更届の受理 (10) 地域安全活動推進委員等のコミュニティーリーダーに対する連絡及びこれらとの連携に係る活動 (11) 通学路等における子供の見守り等の活動 (12) 交番・駐在所連絡協議会の運営に関する活動 (13) 上記(1)から(12)までの事項に掲げるもののほか、これらに類する活動として署長が必要と認め、地域部長の承認を得たもの		

受験資格

警察職員としての勤務経験を有し、上記の業務内容について必要な知識を有すること。

■ 受付期間

令和7年12月16日(火)から令和8年1月9日(金)まで募集します。

※履歴書は、令和8年1月9日(金)必着

■ 選考方法

書類選考を行い、必要に応じて面接試験を実施します。

■ 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間となります。

地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

■ 勤務時間

1日7時間45分以内で、1週間当たり30時間までの範囲内です。

■ 勤務条件

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は、原則として休みです。

業務内容や勤務場所により、土曜日、日曜日、祝日が勤務日となる場合があります。

年次有給休暇は、勤務すべき日の8割以上勤務している場合、6か月勤務後に10日間付与されます。また、継続勤務年数に応じて加算した日数が付与されます。

■ 報酬額等

報酬は月額制です。このほか通勤のために要する費用に相当する額が支給されます。

【参考(令和7年度の報酬額)】※1

報酬月額※2	地域手当※3	期末勤勉手当※4	通勤費※5
142,064～177,212円	4,261～5,316円	勤務実績に応じて支給	認定額

上記の額から所得税及び社会保険料等が控除されます。

※1 報酬額等は令和7年11月1日現在のものです。条例改定等により金額が変更になる場合があります。

※2 個々人の年齢や勤務経歴により、報酬額は異なります。

※3 地域手当は勤務場所が札幌市内の場合に支給対象です。

※4 期末、勤勉手当は勤務実績に応じて支給します。

道に任用される期間が通算して6か月に満たない場合は支給対象外です。

※5 通勤距離が2km未満は支給対象外です。

■ 社会保険など

それぞれの法令の定めるところにより、社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の被保険者となります。

公務若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合は、定数内職員の例により補償されます。

■ 応募要項

応募については、専用の履歴書がありますので、電話などにより専用履歴書を請求の上、必要事項を記載し提出してください。
(持参の場合、平日の午前8時45分から午後5時30分までの間)

面接日時等については、書類選考を経て面接を受けていただく方のみに連絡します。

なお、履歴書の返却はできません。応募に係る履歴書は、当方の責任にて廃棄します。

次のいずれかに該当する人は、採用試験を受けることができません。

- ◎ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ◎ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ◎ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



その他、不明な点がありましたら
お気軽に問い合わせください。

◎問い合わせ先及び書類の提出先

北海道警察本部地域企画課企画第二係

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

代表(011)251-0110(内線3517)